

平成28年12月20日（火）

第12回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成28年12月20日(火)午後2時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委員 北嶋扶美子
委員 豊島 秀範 委員 長谷川浩子
委員 足立 俊弘
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
- | | | |
|----------------------------|-------|------------------|
| 教育総務部長 | | 小島茂明 |
| 生涯学習部長 | | 小林信治 |
| 教育総務部次長兼総務課長 | | 増田謙二 |
| 生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 | | 吉成正明 |
| 学校教育課長 | | 吉川廣一 |
| 文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 | | 鈴木 肇 |
| 指導課長 | 大島慎一 | 鳥の博物館長 斉藤安行 |
| 図書館長 | 今井政良 | 教育研究所長 水戸勝英 |
| 生涯学習課主幹兼公民館長 | | 少年センター長 羽場秀樹 |
| | 丸山正晃 | 文化・スポーツ課主幹 小林由紀夫 |
| 図書館長補佐 | 宇賀神 修 | 教育総務課長補佐 森田康宏 |
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから平成 2 8 年第 1 2 回定例教育委員会を開会いたします。

これより会議を始めますが、教育委員並びに事務局職員に申し上げます。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。豊島委員をお願いします。

議案第 1 号ないし議案第 5 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 2 号、我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 3 号、我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について、議案第 4 号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、議案第 5 号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上、議案 5 件は関連議案ですので一括審議いたします。

5 議案について、順次事務局から説明をお願いします。

○丸山公民館長 説明をさせていただきます。このたびの規則または要綱等の改正にあたっては、共通する経緯をまず御説明させていただきます。

今回の改正は、市の障害福祉支援課において、公共施設の障害者への減免

等についての検討の結果を踏まえたものです。

障害者基本法では、市などの公共団体は障害者及び障害者を扶養するものの経済的負担を軽減するため、公共施設等の利用料金の減免を講じなければならぬとされていますが、我孫子市の各課で所管する公的施設の利用料等を定める規則の中には、減免の規定や障害者及び障害者団体の規定のないものや根拠法が別なものなど、必ずしも統一化がされていませんでした。そのため市として、今後、障害者基本法に基づき利用料等の減免を受ける場合は、障害者等の定義や根拠法等を統一化するために、関係各課の所管規則等を全庁的に改正することとなりました。

それでは1ページ目、議案第1号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由は、障害者が公民館を使用する場合の使用料の免除について定めるとともに、条文を整備、いわゆる文言修正するため提案するものです。

2ページをお開きください。この規則は全15条から成っております。改正箇所は第10条です。まず第1項第3号は文言修正で、現在一般的な表記である「国、他の地方公共団体その他官公署」に修正するものです。

次に、このたびの障害者や障害者団体等を統一化する表記として、第4号は「使用者の半数以上が障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で構成された団体が使用する場合」、第5号は「障害者が1人で使用する場合」、第6号は「その他教育委員会が必要があると認める場合」として、改めて各号を整備しました。

次に、第2項は使用料の免除を受ける場合の申請手続となり、さらに第3項はその申請書類を審査し決定する規定で、どちらも改めて整備をするものです。

3ページの欄外ですが、申請書式を整備するもので、具体的には4ページの

様式第6号（第10条関係）の我孫子市公民館使用料の免除申請書は、前述しました第10条第2項の免除の申請手続で使用するものです。

次の5ページ、様式第7号（第10条関係）の同使用料免除通知書は、同条の第3項の内容を審査し、免除の可否を決定し、通知する際、使用するものです。この規則は平成29年1月1日から施行するものです。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。

続いて、議案第2号についての説明をお願いします。

○丸山公民館長 説明させていただきます。続いて、8ページ目、議案第2号、我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由は、障害者が生涯学習センターの駐車場を利用する場合の使用料の免除について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

9ページをごらんください。この規則は、全8条から成っております。

まず第5条、文言修正で、自動車を駐車場へ入庫、または駐車場から出庫させる等、わかりやすい表記に修正するものです。

次に第6条は、見出しと第1項中の文言を、現在一般的な表記である「使用料」に修正するものです。

同項第1号は「障害者の統一した表記で障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者という。）及びその介助者」に修正するものです。

同項第6号は文言修正で、「教育委員会」に修正するものです。

次に第2項は、使用料免除申請手続の規定を整備するものです。この中で第1項第1号の障害者は、現行において障害者手帳の提示により使用料の免除をしている運用どおりとするため、ただし書き規定をしました。

次に第3項は、前項の免除申請のあったものを決定通知するとともに、別に

定める免除カードの交付についても定め、整備するものです。

次に第4項は、現行免除カードを窓口に提示している運用のとおり整備するものです。

さらに枠外は申請様式を整備するもので、11ページ、様式1号（第6条関係）は、我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除申請書とし、12ページ様式第2号（第6条関係）は、同使用料免除通知書となります。

この規則も平成29年1月1日から施行するものです。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。続きまして、議案第3号について説明を求めます。

○吉成生涯学習課長 それでは、14ページの我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について、御説明させていただきます。

提案理由は障害者が地域交流教室を使用する場合に、使用料の免除について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

今回の改正の中心となる障害者の使用料の免除に関する規定は、17ページの中段以降16条の（3）第3号と（4）第4号、続きまして18ページの2項と3項です。この改正内容は、先ほど説明のありました公民館管理規則と同様の改正内容となっています。それ以外の部分については条文の整備ということで、かなり大幅に見た目は見直しされているのですけれども、これは今回の統一化に当たって改めて市長部局の政策法務室のほうに全体をチェックしてもらったところ、表現を改めたほうがよいということで改めるものでして、手続の内容を変えるですとか、趣旨を変えるというものではありませんので、御理解いただければと思います。

18ページの改正前、改正後の表の下の様式部分なのですけれども、様式第1号から様式第5号までの記述については、様式名を正しく整備するというもので、様式第1号から第3号までは条文中の様式名と表記を合わせる。今まで

合っていませんでしたので、正しく合わせる。第4号と第5号は様式名の頭に正確に「我孫子市」という文言を入れるというものです。

19ページと20ページの様式は、新たに追加した免除の申請書と免除の可否の通知書の様式を定めたものです。

21ページの附則にありますとおり、この告示は来年の1月1日から施行します。

経過措置と決めました2のところなのですけれども、様式を改正しても、既に印刷済みの様式がございますので、その改正前の様式が無駄にならないように当分の間は使えるようにということで定めるものです。説明は以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。

続きまして議案第4号について、鈴木文化・スポーツ課長、説明をお願いします。

○鈴木文化・スポーツ課長 資料の22ページをお開きください。議案第4号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由は、障害者が公共施設を使用する場合の使用料の減免について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

資料の23ページから32ページまで、全部で8つの改正する規則を載せておりますが、障害者が公共施設を使用する場合の使用料の減免について定めるとともに、使用料の減免の対象を広げております。

まず、23ページの小中学校施設の目的外使用に関する規則、それと市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則。

26ページをお開きください。ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則。

次に、29ページをお開きください。29ページの五本松運動広場の設置及

び管理に関する条例施行規則。この4つにつきましては、減免の対象者を市内等に限定していたものを、「市内」という表現を削除し対象を広げております。

続きまして、戻っていただいて25ページの鳥の博物館条例施行規則、28ページの白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則、31ページの杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則につきましては、入館料の免除に介助者についても明記しました。説明は以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。

それでは最後に議案第5号について、今井図書館長、説明をお願いします。

○今井図書館長 33ページからになります。議案第5号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由といたしましては、障害者が市民図書館、布佐分館会議室を使用する場合の使用料の減免について定めるとともに、条文を整備するために提案するものでございます。

34ページをお開きください。障害者に関する使用料の免除につきましては、第18条の下段に追記した第1項の第2号と第3号になります。こちらのほうにつきましては、これまで説明がありましたとおり、障害者に関する条文がなかったものですから、追記させていただいたところでございます。

文言の整理ということになりますが、34ページにあります第16条のほうに、これまで規定していた使用のとりやめ、または変更届としていたところの手続の方法を、使用とりやめ届を出して、それから再度新たに利用申請を出すといった形が主な取り扱いの仕方になっておりましたので、図書館におきましても、こちらの「変更届」という文言を除きまして、他の公共施設と同様な手続とするため、この条文と、第4号様式の変更をさせていただきました。

38、39ページの第5号様式と第6号様式は、免除に関することで様式を新たに追加したものでございます。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

議案5件について一括して質疑を許します。質疑があれば、どうぞ。

○北嶋委員 10ページ、議案の内容についてではないのですけれども、駐車場の使用について伺います。

障害のある方が御自分で運転をしてきた場合、その他申請する必要がないということに入った方が、御自分で車に入ってきて駐車券をとって出るときに、その間の手続はどうすれば、その方は減免として出られるのですか。免除になりますよね。御自分が障害の方だったら、今いろいろな機能があるお車とかがありますから、それでいらっしゃって普通に駐車券をとって、パーキングに入れますよね。その方が1時間以上で出る場合、その駐車券に対して、普通イベントのときはチケットをくださって、そこにインフォメーションで押してもらえますけれども、そうでない方は、どういう手間をすれば免除で車を出すことができるのか教えていただけますか。

○丸山公民館長 こちらは条文で変えている運用ではございませんので、今まさにやっている運用が、まずお客様がインフォメーションの窓口に駐車カードを持ってきていただいて、同時に障害者とわかればいいのですけれども、わからなければ大体その方が障害者手帳を御提示されます。それを確認して、その時点で無料化の処理をしてお返しをしているということですので、そういう運用に今はなっております。

○北嶋委員 その手間については、障害をお持ちの方は知っていただくような情報提供はされていらっしゃいますか。

○丸山公民館長 これにつきましては障害者の担当部局、障害福祉支援課のほうに、こういった運用は存じていただいていると思いますし、私が異動してからも、そういうクレームといいますか、それは入っていないので、ただ、今、委員がおっしゃられたように、周知方法については改めて確認をしていきたい

と思います。

○長谷川委員 19ページの申請書のことなのですが、18ページの補足のところで「教育委員会生涯学習課において」というところを「生涯学習部生涯学習課」というふうに直っているのですが、20ページの右下の部分というのか、担当のところは「我孫子市教育委員会生涯学習課」となっているのですけれども、このところは特別に直す必要がないものなのでしょうか。ちょっと気になってしまったので済みません。

○吉成生涯学習課長 確かに改正後の条文とのずれはありますけれども、私としては、あえて第17条の改正内容と同じにしなくてもいいのかなと思います。

○倉部教育長 今の御答弁ですけれども、せっかく条文を変えたのであれば、様式もそれに合わせたほうがベストだと思います。これについては変更する手続をとられたほうがいいと思いますので、その検討をしていただけますか。

○吉成生涯学習課長 はい。

○倉部教育長 様式のいわゆる表記上の問題だけですよね。

○吉成生涯学習課長 そうです。

○倉部教育長 19ページと20ページの両方にわたると思いますので。

丁寧にやるとすれば「我孫子市教育委員会生涯学習部生涯学習課」、いずれの方法にしましても表記上合わせていただいたほうがいいと思いますので、ちょっとその検討をいただけますか。

○吉成生涯学習課長 はい。

○北嶋委員 24ページでちょっとお伺いします。このところに「高校生以下」、「高校生」という言葉が数カ所出ていますけれども、この「高校生」というのは、まさに高校に在学している子供たちを指すのであって、高校生年代で在学していない子供たちは指さないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 基本的には生徒手帳、学生手帳を提示してもらってという考え方がありますので、現場では生徒手帳、学生手帳を提示していただいてということをやっています。例えば、就職してしまって、同じ年代でもというところですが、今のところ一般扱いにしている、一般料金を取っているという状況です。

○北嶋委員 ありがとうございます。多分そういうことだろうなと思って読ませていただきました。ただ現実、青少年というくくりで考えたときには、高校を不幸にして途中でということもあり得ますし、高校に行けなくて働いている方もいらっしゃいますし、今ここで云々ではないですけれども、今後何かあったときには、そういう配慮もこれからは必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

これは構わないのですよ。これから「高校生」という言葉を使ったときに、私たちはもちろん教育委員会だから学校教育云々にかかわることはわかりますけれども、今度青少年の生涯学習の育成として考えたときには、簡単に「高校在學生」と言ってしまうのか、こういう条文ではなくて、これからそういう配慮もしていかないと、青少年をきちんとした大人に育てるということで考えると、15歳でたまたま学校へ行っていないお子さんもいるかもしれないので、そういうことも少し考えていったほうがいいのかと思って、今はその確認だけ伺いまして、あとは余計な私の気持ちですので。ただ、そんな気がしていますので、これは私の意見で構いません。

○倉部教育長 御意見として伺いたいと思います。今までのいろいろなこういう条例上の検討の中に多分そういう範疇がなくて、いわゆる認定できるかどうかというものについては生徒手帳というところで、多分議論がなっていたと思います。今後ほかの部署とのかかわりもありますので、検討課題とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○北嶋委員 ありがとうございます。

○吉成生涯学習課長 先ほど長谷川委員から質問があった点なのですけれども、これは教育委員会が行う告示ということなので、条文の中ではあえて「教育委員会」と入れないで、教育委員会の中の組織の「生涯学習部生涯学習課において」ということで明らかにしたと。様式のほうは、これはあくまでも利用者向けのものですので、その方々にどこに提出すればよいのかが伝わればよいものだと思いますので、基本的には条文と様式を比べると整合がとれていないというふうに見えますけれども、ちょっと意味合いというか、役割が違うということで、様式のほうはこのほうが市民の方にはわかりやすいのかなということで、私としてはこのままにさせていただきたいと考えています。

○倉部教育長 それも含めて、ほかの様式等も含めて検討してください。統一した内容があれば、それで結構だと思いますけれども、再度確認をお願いできますか。

○豊島委員 先ほど北嶋委員が御質問されていたところの24ページ、「高校生以下」というのを、ここで新しく入れたのですよね。それはどういう意識からなのでしょう。

○小林文化・スポーツ課主幹 今まで運用上、当然障害者に関係した団体はやっていたのですが、なかなか個人で使うところが、障害者で個人で使うとするとテニスコートとかトレーニングルームというところで、なかなか利用がなかったのが今までは規定していませんでしたが、ここで全市的に合わせるということで、個人利用に関しても当然障害者が使う可能性があるのも、ということです。高校生以下も使うということです。

○豊島委員 すっと読んでいただけだったのですけれども、ちょっと改めて考えてみて、高校生以下、ほとんど18歳以下ですよね。それからずっと飛ばして飛ばして行って、65歳以上ですよね。18歳以下のものと65歳以上のも

のを、1人で使ったりする場合、そこだけを取り上げたというのはなぜだろうということなのです。

○小林文化・スポーツ課主幹 この免除に当たりましては、高校生以下65歳以上と、上の12号は一般の方に当たります。高校生以下と65歳以上の団体の規定がこの第11条以降に書いていて、そのほか一般の方に関しては100分の50の減免という形でやっていますので、高校生と65歳以上は免除しますと、一般の方は減免をしますという形で……。

○倉部教育長 暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時33分再開

○倉部教育長 再開いたします。

○小林文化・スポーツ課主幹 どうも済みませんでした。平成22年に受益者負担の基本方針が市のほうで示されまして、その中で運動施設に関しましては、もともと高校生以下、65歳以上の減免規定がありました。さらに、障害者に関する規定を、その際にほかの施設と別枠で運動施設は扱うという形で規定されていたので、今回この規則改正に合わせて整備をしたということになります。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○豊島委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに御質疑はありますでしょうか。

○豊島委員 議案第1号から議案第5号までの各施設、公民館とか生涯学習センターとか地域交流教室、小中学校施設、図書館はこれでわかったのですけれども、我々の市が抱えていたりする施設の全体を見渡して、これでほぼ網羅されているのですか。

○増田教育総務課長 教育委員会の規則、要綱に関しては、これで網羅しております。市の規則であったり、要綱については市長部局が改正を行っております。

○豊島委員 ほかにもですね。わかりました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 議案5件は関連する議案のため一括して採決いたします。

議案第1号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第2号、我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第3号、我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について、議案第4号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、議案第5号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上5議案について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって5議案は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題といたします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

(「なし」の声あり)

○倉部教育長 ないようですので、これより事務報告に対する質疑の時間とします。質疑があればこれを許します。

○北嶋委員 3ページからですが、事業名「第2回学校事務共同実施運営協議会」の中で、教頭、事務職員の合同研修の総括ということがありますけれども、ここ時点での総括という内容で特に重要と思われることはありましたか。

○吉川学校教育課長 御説明いたします。この教頭と事務職員の合同研修会は、本年度は防災関係の内容をテーマに、学校での避難所開設につきまして、市民安全課の御担当の方から御講話をいただきました。実際、これまで学校でも避難所開設マニュアル等をつくって取り組んできましたが、市の主担当の方から、実際に市の動きや、学校に協力してほしいことを具体的に話していただいたので、教頭と事務職員は安心をしたという感想でした。他にも事務職員の定例研修会がございまして、そちらでも防災について班別のテーマに取り上げていますので、そういうところとリンクをして研修が深められ情報共有ができたということでございます。

なお、この第2回の学校事務共同実施運営協議会につきましては、事務職員の代表者、校長、教頭の管理職の代表者、そして市教委の担当で構成され、定例事務職員の研修会を総括するというような意味合いもある会議でございますので、そのような内容で話し合いが行われたということでございます。

○北嶋委員 今のお話の中で防災のお話が出ましたけれども、学校は地域防災の拠点となっていますよね。それで、学校がやっている時間内に何か起きたときには、学校が主体となって動かなければいけない。その場合、教員の方々がリーダーシップをとらなければならない事態が発生すると思われませんか。そして学校には防災倉庫が置いてありますけれども、あの防災倉庫の使用について、緊急の場合には学校の判断で倉庫の使用ができるようにはなっていますか。

○吉川学校教育課長 一応鍵は学校で管理はしておりますが、市教委を通して市民安全課に確認をとって開錠して、必要なものについては搬出というような

こともあろうかと思えますし、また防災の研修のときに市民安全課の方からは、いち早く担当者が駆けつけるというようなお話をいただいていますので、学校はひと安心というようなこともございました。

○北嶋委員 ありがとうございます。例えば我孫子にあるかどうかはわかりませんが、組み立て式のトイレとかいろいろな備品があるときには、実際にやってみないと、いざというときになかなか使えない。災害が起きたときには、市とか教育委員会とかいろいろな組織的な援助もあると思いますけれども、まずは緊急に学校にいらっしゃる方が、そういう防災備品を本当に使えるのか使えないのかというようなことも本来確認が必要かと思えますけれども、定期的に学校の先生方と市の防災と一緒に倉庫を見るような機会とかあるのでしょうか。

○吉川学校教育課長 主体は市民安全課の主催になりますけれども、先日も第一小学校で自治会の方も交えて、学校は教頭が中心となり、避難所開設訓練もやっております。その前には東小学校が会場になっておりましたので、計画的に市のほうで行い、それに学校の職員も協力をしているというようなところでございます。

○北嶋委員 4ページ、6番の「ALTミーティング」で「ALT用タブレットの使用方法」とありますけれども、ALTの先生用のタブレットというのは1人1台とかあるのですか。

○大島指導課長 この11人のALTに各1台ずつ渡してあります。

○豊島委員 2ページのところの学校教育課、毎回細かいデータを出していただいております。

上の2番目の列の「中学校36名」、これは29年の新1年生からということですが、これは本人からしたら当然なのだけれども、36名というのはいちよつと数が多いのかなと思っていて、これは来年度もその次もこういう予想は立つ

のでしょうか。その辺の事情は教えてもらいたいのですけれども。

○吉川学校教育課長 こちらの内容につきましては、学区境等で指定学区の隣接学区の小学校に行っているという児童生徒が対象になっておりますので、人数については現在把握している数を確認すれば出せると思います。

○豊島委員 幾つかの小学校、中学校を回らせてもらって感じていることの1つは、中学校によっては、これ以上受け入れられないのですよね。人数の問題があつたりします。また学区によっては少ないという問題もあつたりします。そんなわけで通学区域以外の中学校に通うということになるわけですよね。それをどこまで認めていくかというのは、我々とすればお願いしたいわけですが、小学校と同じところの地域にある中学校に通っていきたいというのはこれまた当然なので、この「小学校時代と同じ通学区域の中学校への通学を希望する」という表現というのはわかりやすいのですか。普通の人を読んだら、どういうことなのだろうなと思う。そこに中学校はないのかというふうに一般の人は思われてしまうのですけれども、どうでしょうか。

○倉部教育長 前提となる文言が、ここには省略されていてということだろうと思いますので、この前提となるのは学区外就学についての説明ですよね。ですから、その辺をちょっと詳しく御説明いただけますか。

いわゆる通学区域内だったならば、そのままになるわけですが、最初に学区外が認められている前提として、このような状況の中でという、それが前提となっていると思いますので。

○吉川学校教育課長 1つ上の段の「学区境で通学距離や通学の安全に問題がないため」というようなところで、小学校時代に認めたものが、この2番目のところで6年生から中学校1年生になるときに許可をされるというふうに思っただけだと思います。学区境にお住まいの方で、指定の学校に通う距離も、また隣接学区の学校に通う距離や、通学の安全が確保されているというよ

うな場合に、この一番上の「学区境で通学距離や通学の安全に問題がないため」ということで、小学校に入学するときに許可をされます。その子が中学に上がる場合に、2つ目の「小学校時代と同じ通学区域の中学校への通学を希望する」というところに移ってくるというようなことでございます。

○豊島委員 大きな問題ではないのでそんなに時間をとりたくないのですが、ただ、学校としてはそんなに小さな問題でもない。それは承知していましたが、その上の学区境でということに中学生も4人いるわけです。ですから小学校の学区境の一番上のところの4人が、今度は中学校に来るときに4人来るということであれば、それはそれでわかりますけれども、中学校にも4人いて、学区境で新しく4人になる。それと「小学校時代と同じ通学区域の中学校への通学を希望する」の違いは何なのということになってしまうので、その説明だとちょっとわかりにくいと思っています。

大体の内実はわかっていますから、それ以上追求するつもりはないですが、ちょっと表現がわかりにくいので申し上げました。

○倉部教育長 今の御指摘について、先ほどの説明ということになりますでしょうか。多分数字上のとり方でずれているのかなとは思いますが、今すぐにではなくて結構ですので、改めてその数字の説明の根拠をお示してください。

○吉川学校教育課長 わかりました。

○北嶋委員 今の関連ですが、この36名の中学校数は今わかりますか。今わからなかったら、それも後ほど。

○吉川学校教育課長 これから確認をいたします。

○豊島委員 指導課のところの6ページの一番下なのでありますが、「不審者情報」というところで、とんでもない者たちがまだいるわけで困ったと思いますが、かつまた、いろいろと見回りをしてくれていたりというのがありまし

て本当に感謝するしかないのですが、痴漢とか追いかけてとか、あるいは学校に不審者情報があったりとかあるのですけれども、今回は痴漢と追いかけてということなのですが、学校に不審者情報がファクスであるという、このことも含めて、この不審者情報のことについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○羽場少年センター長 お答えします。まず痴漢の件ですけれども、下校途中なのですが、自転車に乗った男から、中学校の女子が太ももからお尻にかけて触れられたという件がございました。これについてもファクスを学校に流しています。それから追いかけての件ですけれども、これも1年生の女子なのですが、今中学校のほうは、冬季トレーニングといって遅くまでランニングをやっているのですが、その後集団下校をしております。集団下校しても結局最後の道は別れなければいけないのですが、その別れたときに、交差点のところを見ると、女性がいるなと思って近くに行ったところ、声をかけられたときに男の人の声だったということで、恐らく女装をされていてという感じで、その後ついてきたのだけれども、その子は自宅に無事に帰ったという案件でした。これについてもファクスは流しましたが、そういう2件の案件です。

○豊島委員 本当にいろいろな事件が起こっているので、我々のところでこういうことで何か問題が起こらないようにしていかなければいけないので、状況がわかりました。ありがとうございました。

○長谷川委員 7ページの教育研究所の2番、「第2回教育研究所巡回事業」について教えてください。内容のところで「学級支援員の配置と活用状況の把握を行った」とあるので、ここで教えていただきたいのですけれども、学校支援員さんについて、たしかこれは学期ごとの任期だったと思うのですけれども、これは登録制でしたでしょうか。

○水戸教育研究所長 おっしゃるとおり、臨時職員で学期ごとの任用となっております。登録制になっておりまして、ホームページ等でも呼びかけておりまし

て、随時連絡をいただいて登録をさせていただくということです。登録期間は2年間となっています。

○長谷川委員 ありがとうございます。登録制ということは、急遽、例えば具合が悪くなったですとか、御家庭の事情とかやめられたときとか、そういうときには登録の方から、学校のほうに支援員さんがまた新しく配置されるという形になるのですか。

○水戸教育研究所長 勤務できなくなった方が出ましたら、かわりに研究所から登録なさっている方に連絡をして、勤務できるということであれば、すぐに学校のほうに紹介をするという形でございます。

○豊島委員 教育研究所の9ページの1のaのところなのですが、毎回細かいデータをありがとうございます。数がふえてくるというのは、数だけ見れば困ったなと思うのですが、それだけここにこうやって相談できるということで、そういう意味ですばらしいなと思っているのです。しかし、その1のaの「③子どもの性格や行動に関すること」に対して新しく3件ということで、93件というのはやはりふえているわけですが、現場のほうで、あるいは学校のほうとの関連で、これに対して今後何かそれに対応するような見通しみたいな、苦悩みたいな、その辺の状況みたいなのはどうなっていますでしょうか。対応するのは大変だと思いますけれども、ちょっとこの数の多さは大変だと思いますが、教えていただければと思います。

○水戸教育研究所長 おっしゃるとおり、大変難しい課題であるというふうに思っておりますし、また、この1つの言葉にくくられている中の多様性ということも、さまざまな子供たちがいて、親御さんの悩みがあつてということも受けとめているつもりです。学校のほうでのそういう子供たちへの対応については、研究所の相談員が学校に出向いて、例えば授業での様子を見せていただいた上で先生方にアドバイスするといったことも行っております。多様な子供た

ちに、この子に必要な支援はどんな支援かという視点は、学校のほうでも特別支援教育の広がりとともに、学校の先生の方の中にも芽生えているなどということは実感しておりますので、具体的な1人の子供を前にして、どんな支援が必要だろうかという話し合いを重ねて一人一人の子供たちに対応していく、これを積み重ねていくしかないのかなというふうに考えております。

○豊島委員 本当に大変な作業だと思います。教育長を初め教育委員の方々と一緒に、学校をずっと回らせてもらいました。全体を回れなくて申しわけなかったのですが、その回っている中で、知的支援と同時に情緒的な支援のクラスというのが本当にふえてきていて、これを学校で支えられるかという問題が今あるわけですね。それは市議会とか何とかで、いじめとかいろいろな問題とかで一問一答とかあったりしたのは見ましたけれども、いわゆる研究所が今抱えているようなこういう支援の必要な子供たちに対する問題というのは、市議会とかそういう市のほうのバックアップというか認識というか、そういうことに対する要請みたいなものというのは、研究所さんのほうで全体を見渡してみても、何とか従来のままでできるというふうな、あるいはもう少し市の全体の助けが必要だとか、これは大きな問題だと思うのです。本当に大きな問題だと私は今思っています。そのところを所長さんのほうで今感じていることを聞いていいですか。

○水戸教育研究所長 これは全国的な流れとして、発達障害ですとか発達のおくれ、そういう子供たちにどう対応していくかということは、明らかな教育課題の1つとして全国的な認識がなされているものと思います。窓口というか所管が私どもですので、市のほうの支援ということでは、私どもも具体的には、そういう子供たちの学校生活を支援するためには学校で支援をしてくれる人、いわゆる学級支援員を配置して学校の中でさまざまな子供たちに支援をしてもらうしかない。だから来年度に向けての予算要求でも、この学級支援員さんの

人数をふやすということは要望しております。

あとはもう1つ、先生方にそういう視点、要するに通常学級の担任の先生にも、特別支援教育の視点での指導方法とか知識やスキルを身につけてもらいたいという思いから、私ども毎年これまでも研修会を実施してきているわけですが、来年度につきましても研修会を実施していく。については講師の方に支払うお金ということで、来年度に向けても予算要望しております。

具体的に所管から市へ支援を要請するというのは、形としてはそういう形になろうと思うのですが、私どもとしては市へのそういった働きかけ、それから各学校への働きかけ、支援員さんを配置するだけではなくて、先生方にどんな研修をしていただくことができるかですとか、日常的に校長先生方にどんな情報をお伝えすればいいだろうとか、これは研究所の果たすべき役割だと思いますので、これまでも私どもなりに精いっぱい努めてきたつもりではあるのですが、今後ますます重要な課題なのだという認識は持っているつもりです。今後もさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

○豊島委員 私なんかと言う前に、学校教育課さんを中心として、そういったことに対する取り組みというのは懸命にやっていたらっしゃるということは承知しています。その上で申し上げているのですけれども、学校を回らせてもらって、本当に数名の児童生徒に対しての教員の配置という、これは切りがない。でも、それを細く工夫しながらやっていたらっしゃる。教員のほうにその負担がまたかかっていると、その現場を知ったら教員になろうとする学生が減る。学生も、そういう厳しい状況、忙しい状況にあるとかなれば、あまり教員になりたくないよという学生も少なくない。そこを教員も学校もいろいろ苦心してやっていたらっしゃるということはわかっているので、この辺でこの問題はとめますけれども、そこを我々は頭から絶対に離さないで、みんなで工夫していきたいなと思っているので、こんなことを申し上げました。よく知ってい

る人の前で言いましたけれども、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○倉部教育長 ただいまの豊島委員の御意見は、多分ほかの委員の意見でもあると思ひます。これは教育委員会全体として取り組まなければならない大きな課題でありますし、教育委員の皆さんと一緒に、これについて我孫子市の教育委員会として力を入れていきたいなと思ひますので、一緒に、課題解決に取り組むたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○北嶋委員 文化・スポーツ課の16ページですけれども、「2. 歴史文化財担当」の主催事業の中の幾つかに参加させていただきましたけれども、今回、図書館と生涯学習課と一緒にコラボして、とてもいい内容でした。来ている方々もとても多くて、皆さんが興味深く聞いていらした姿は、まだまだ我孫子の文化に対して興味があるのだなということで、より一層我孫子の文化が進めばいいと思ひます。私たちは参加できなかったのですが、2日間参加された方はここでは人数がわからないのですが、わかりますか。

○鈴木文化・スポーツ課長 お答えします。両日参加した人数は、把握してございません。申しわけありません。

○北嶋委員 大した問題ではないので、ちょっと興味があったので伺っただけです。ありがとうございます。

17ページの「スポーツテスト2016」ですけれども、参加者112人ということで大勢の方が来てくださいましたけれども、この年代、男女比等わかりましたら、教えていただけますか。

○小林文化・スポーツ課主幹 集計はしているのですが、今手元に資料がありません。私も当日、担当として現場にいましたが、平均的に来ていただいていると認識しています。高齢者の方もかなり来ていただいて、若い方もいらしています。今回は大人のスポーツテストなので、子供の種目がちょっと別になっ

ていたので、来た子供たちは一緒に大人のほうを受けてもらって、バラエティに富んで、いい感じにばらけてやっていただいていると実感はしました。

○倉部教育長 後ほど、それについて数字上わかるものがあれば、お出しください。

○今井図書館長 先ほどの両日の講演会のほうの参加者数ということで、アビスタのほうでやった講演会でしたので、図書館のほうで役割的に受付をさせていただきました。図書館のほうで、2日間とも出席しますと読書ノートをお配りしました。その数での人数ですが、58名の方が両日参加という形になっております。

○倉部教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○北嶋委員 はい。

○豊島委員 本当によかったですね。私は参加できなくて申しわけない。今、資料をいただいて拝見しておりました。両方合わせて200人なので、よかったなと本当に思っているのです。こんなのができないのかなと思うのですが、こういうのをきっかけに、白樺文学館とか杉村楚人冠記念館もそうですが、そういうのを含めて、例えば市民文化講座がいいのか何がいいのか、白樺文学館とか杉村楚人冠記念館に関する何かを学んでいくという、最終的にはそこでアルバイトみたいなボランティアをしてもらえるみたいな、そういうことをやっていくグループを養成していくみたいな市民講座、何という名称がいいのかわかりませんが、そういうのを立ち上げられませんか。

市民大学の1年、2年、3年、4年というのは知っています。知っていますがけれども、それはさまざまことをやっていますから、集中的にならないですね。ですからそのところをもう少し、鳥の博物館さんもそうだと思いますけれども、そういうものを集中的にやっていくという講座みたいなものが模索できたらいいんだけどなと思っているのですけれども。そんなことは考えていな

いと言われれば、それまでですけれども。文化・スポーツ課さんのほうで、何かそういうことはできませんか。

○倉部教育長 課長、答えられますか。

○鈴木文化・スポーツ課長 今回、図書館と杉村楚人冠記念館のコラボレーションで2日間の連続講座ということで行いまして、先ほど委員からもありましたが、合計で207人と多くの方に参加していただきました。我孫子市の歴史に非常に興味のある方が多くいるのだなというのを実感しました。このコラボにつきましては、次年度、その次と、いろいろと計画を練ってやっていこうというふうに図書館とも話しております。そういったことを数回やった上で、今豊島委員からお話がありました講座ですか、そういったものも含めて検討できればいいのかなというふうに考えております。現状では、市民講座の予定はありません。

○豊島委員 積極的な姿勢でありがとうございます。我孫子の市民の中にもいろいろな人がいます。ですからそういう人を何名か核にしなから、外から呼んできて専門家にしゃべってもらおうというのは、それはそれでいいのですけれども、我孫子の市民の中にもいろいろいますから、そういう人を核にしなから学ぶ会みたいなものをつくって行って、白樺文学館か何かをサポートしていくみたいな、そういうふうな形になっていくといいのではないかなと思っているのですね。講座で一時的にぱっと流れてしまって、はい、終わりというのでは、後が続かないなというふうに思ったものですから言いました。ただ、杉村楚人冠記念館のほうでも講座をやっている。それをサポートしてくれるような流れになっていくといいかと、ちょっと長くしゃべってしまってごめんなさい。そんなふうに思っていたものですから。

○鈴木文化・スポーツ課長 杉村楚人冠記念館のほうでは、図書館とのコラボで「楚人冠講座」というのをスタートしました。白樺文学館のほうでも、イベ

ント時には、白樺派に関する事などについて、学芸員のトークを行っていません。

○倉部教育長 前回の教育委員会議の中でも同じように、いわゆるボランティアを養成する講座を生涯学習みずからつくったらどうかという提案は多分豊島委員からいただいて、そのときには公民館講座でも今後考える余地があるねとか、それぞれの今現在やっているものを結合した中で、単なる学ぶだけではなくにボランティア講座につなげていくという意識を今後という話が出たと思いますので、それも含めて今の延長線上の中に、そういうものを視野に入れることは大事だと思いますので、今後は生涯学習のほうで、その辺意識して検討していただけますでしょうか。お願いします。

○豊島委員 鳥の博物館の18ページのところですけれども、11月、12月は寒いからあれですけれども、それでも12月の「てがたん」とか定期鳥類センサスとかいろいろあって、地道に続けているというのはやはりいいなと思います。この1年間、去年もそうですけれども、鳥の博物館の活動というのは、今までと同じだよと言われればそうかもしれませんが、私の目には結構目を見張るものがあったなというふうに思っていて、うれしいなと思っているのですけれども、この鳥の博物館も、本当に鳥類が得意な、好きな方がたくさんいらっしゃるの、同じことを言っているのかといたらそうではないのだけれども、そういうところを本当にサポートしてくれる人たちというのが必要なのですよね。そういう人たちをどうやって養うか、どうやって養成するかということ私らは考えていかなければいけないので、そういう意味では、毎回毎回たくさん参加者はいるのですけれども、そういう参加者を中心としていくような集まりというのが、各種講座の最終目的はそこにあると思うのですよね。そこから学ぶリーダー的な人を中心にしながらまたやっていくという、そういうふうな形になっていると思うのですけれども、さらに、そういうふうにしていっ

てもらえるとうれしいなと思っているのですけれども。余計なお世話だったか
もしれませんが、何か思いがありましたらお答えいただければと思います。

○斉藤鳥の博物館長 活動を評価していただきまして、ありがとうございます。
鳥の博物館は、市民と一緒に博物館をつくっていこうと、もともとそういう発
想でつくられていまして、「鳥の博物館友の会」という組織があります。それ
は博物館とは独立の組織なのですけれども、市民によってつくられた組織で、
鳥の博物館と密接な関係を保っています。今では会員が300人ぐらいの、い
わばファンクラブ的な組織になります。その設立された目的は、我孫子の自然
と鳥について学習しようということ、会員同士の親睦を深めようということ、
それから博物館に対して協力しようという3つの目的を持ってつくられていま
す。実際に友の会の方たちとは博物館の職員との交流がしょっちゅうありまし
て、いろいろな共催の事業を行ったりとか、あるいは友の会の方たちの活動を
紹介するような企画展を共催で行ったりとか、一緒に活動して、つながりを持
っています。友の会の主催で、学芸員の講座を行うこともあります。もう1つ
は友の会とまた別に、市民スタッフ制度を利用した博物館ボランティアという
方たち、これは博物館の主催者側の立場に立ってボランティアをしてくれる人
たちですけれども、今40人ぐらいスタッフがいます。例えばいろいろな観察
会のお手伝いをしてもらったりとか、あるいは経験を積んでいった方にはガイ
ドをしてもらったりとか、展示交流員という形で館内の案内をしてもらって
います。

そんな形で今までも幾つか、博物館を中心に一緒に活動していますけれど
も、これからもまた学芸員中心に、例えば調査活動、市民とのサークル活動と
か、そういったことを少し盛んにしていって、例えば1回やった調査が毎年続
くようになるとか、そういう形での協力者をふやしていって、活動を盛り上げ、
博物館の設置目的を達成していければいいなと思っています。

○豊島委員 ありがとうございます。私、ちょっと認識不足で、友の会が300人いらっしゃるということを知らなかったの、今聞いてよかったです。市民スタッフのほうは4,000人とか。

○斉藤鳥の博物館長 40人です。

○豊島委員 40人？ 先ほど4,000人とおっしゃらなかったですか。

○斉藤鳥の博物館長 40人です。

○豊島委員 40人ですか。4,000人と聞いて、ちょっと舞い上がっていたのですけれども。40人は少なくないと思いますので、どうぞ市民とのサークル活動とかそういうのをつくっていただいて、それを我々にもう少しわかるような形で教えていただけるとありがたいなと思っております。ありがとうございます。

○北嶋委員 それに関して、鳥の博物館に応援のエールですけれども。博物館に行くと、市民の方が写真を寄贈してくださったり、友の会だよりが置いてあったり、この間のJBFのときには、友の会の今まで冊子をまとめたものも置いてくださっていましたよね。あそこに行くと、市民の方が結構展示とか企画展に参加していらっしゃるんだというのをひしひしと感ずきますし、我孫子の鳥のときにも結構いろいろな市民のお名前があちこちにあって、日ごろカメラマニアの方が一生懸命写真をお撮りになって、貴重なお写真を展示してくださったりということで、豊島委員も行ってください。いっぱいあります。応援でした。失礼しました。

これも感想なのですが、図書館です。「おはなし会」と名を変えまして、また昔のミッフィーとあれですけれども、私が委員になったころは、まだ布佐のほうに、おはなし会はなかったのかな。我孫子の本館だけでやっていたときもありましたし、4歳から9歳までは、布佐では4時から4時半という時間だったのです。なかなか布佐では来る方がいなくて、いろいろ話し合いに

なりました。けれども図書館が英断してくださって、曜日の確認とか時間の確認をしてくださり、ミッフィータイムのほうは布佐と両方やったださって、私がうれしいのは、布佐でずっと残してくださったことです。例え数字が少なくても、公がやるこういう公民館の役割として、ただ入場者数とかだけではなくて、市民の中にこういう館を守っていく役割があります。特に子供さん向けのイベントを連綿と続けてくださっていることはすばらしいと思いますので、数字の大小は毎月ありますけれども、布佐でとても多いときは、今回なんかもアビスタを抜いて多いぐらいの合計ですから、どんどんこれからも布佐の子供たちにも本を読んでもらいたいし、それで前回に出た湖北台にも欲しいなど、しつこいのですけれども、市内の子供たちが図書館に親しむ、書に親しむ、文字に親しむということは学力の基本だと思しますので、これはこの時間に変えてくださって、布佐にもつくってくださったことに私はとても感謝していますので、御礼方々ありがとうございました。

○倉部教育長 今井館長、エールに答えますか。

○今井図書館長 担当がきょうは来ていますので。

○宇賀神図書館長補佐 お褒めいただきましてありがとうございます。おはなし会につきましては、なるべくお子さんが参加しやすい日時等を、職員のほうから、だんだん人数が下がってきたときに、土曜日とか日曜日にしたほうがいいのかということで、土日はもちろん図書館自体もかなり忙しい曜日ではあるのですけれども、その中で何とか工夫をして開催にこぎつけたというところがあります。もちろん冬とか天候の悪いときは人数が少なくなったりということはありますけれども、図書館としては絵本の読み聞かせとか非常に大事な事業だと思っておりますので、これからも推進していきたいなというふう考えております。

○倉部教育長 事務報告はほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○倉部教育長 ないようですので、事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば、これを許します。

○豊島委員 生涯学習課の8ページの平成29年の成人式のところです。あとわずかで成人式があるのですけれども、内容の4番のところに「来賓紹介(恩師の名前のみ紹介)」というのがありますけれども、幾つも成人式に出たことがないのでけれども、この恩師の名前を紹介するというのはいいなというふうに思って、小学校の誰々先生と言ったら、みんながわーっと拍手をしたり、誰々と言ってもしーんとしていたりとか、いろいろなのですけれども。ある先生とこの間会って、「今度、私は教え子がいるので行くのです」と楽しみにしている先生がいて、ああ、そうなんだと実感していました。あれは時々聞こえなかったりするのですよね。聞こえなくても子供たちがわかっているからわーっと言うのだけれども、あれは誰なのだろうと、それをもう少し丁寧に紹介してくれるといいなと思っていました。ああいう企画というのは、成人する人たちが中心になってやっている。徹底的にやっているという、あの成人式はいいなと思います。沖縄の人にも、ちょっと教えてやりたいなと思ったりしているのですけれども。ことしもまたよろしくお願ひしたいと思いますが、来賓紹介をよろしくお願ひします。

○吉成生涯学習課長 つい先日、16日の金曜日にリハーサルをやったのですけれども、前日もリハーサルをやりますので、そのときにまた新成人の代表のほうにも、先生の紹介するときはゆっくり時間をとって、わーっと盛り上がったときは次の先生の紹介はちょっと時間をあけるとか、そういったところを細かく伝えて、豊島委員の御期待に添えるような成人式にしたいと思っています。ありがとうございます。

○北嶋委員 直接ではないのですが、指導課の3ページ3番の学校支援地域本

部の担当者の方々、この方々は小中一貫の日には、各中区でお声をかけて小中一貫に参加してもらうような予定にはなっていますか。

○大島指導課長 声をかけるようにはなっております。

○北嶋委員 7ページの教育研究所です。2番の言語の子供たちに対する特別支援教育担当の皆さんの会議ですけれども、この柏のサテライト教室は第三小学校で行われているところですよ。そこの状況ということは、この状況について皆さん方が研修なさるといえることですか。その状況を聞いて我孫子でどうするのか教えてください。

○水戸教育研究所長 今委員がおっしゃいましたとおり、千葉聾学校の分校まではいかないのですが、サテライト教室が柏第三小学校、それから千葉盲学校のサテライト教室が柏第七小学校にございまして、我孫子市内からも両方とも通っている子供たちがおります。そういった子供たちの状況ですとか、サテライト教室の活用の仕方、あとは通級までの事務手続ですとか、そういったことを情報伝達する、連絡する、または担当されている先生方同士で協議をするということになっております。

それから前回の会議の中で、特別支援学校のセンター機能をもっと学校に周知すべきだというお話が出まして、これも全てではないのですが、特別支援学級の担任の先生方の一部になりますが、お集まりいただく会議になりますので、こういった場でもそういったことを周知していきたいというふうに考えております。

○豊島委員 14ページの文化・スポーツ課のところですが、先ほど杉村楚人冠記念館のほうの1月11日のところにある手紙展云々が変わったということは了解しました。それにしても積極的にやっつけらっしゃる。白樺文学館もそうだし、市民プラザホールのほうでも歴史のほうのアプローチをする。そういう講演会があったりということで非常にいいなと思います。これはもっ

ともっと我孫子は打って出られるし、その要素があるし、そういうことを続けていくのはいいと思うのですけれども、これは鳥の博物館を加えて3館が共同になっていて、どこに行ってもこれらの行事というのがパンフレットみたいなもので理解できる、知らされているというふうな状況にあるのでしょうか。これはそれぞればらばらなところにしか置いていないのではないのでしょうか。どうなのでしょう。できるだけ多くのところに知ってもらいたいというふうに思うのですけれども、

○鈴木文化・スポーツ課長 チラシの件だと思うのですが、かなり広範囲にチラシは配布しております。ただ、今委員がおっしゃったように鳥の博物館と同じ場所に全て置いてあるかと言われると、それはちょっと今のところは何とも言えません。多分全てが同じ場所には置いてはございません。

○豊島委員 それもまた当然のことだと思うのですけれども、今盛り上がってきているものを続けていくためにどうするかというようなことが頭の中から離れないものですから、3館共通ということがあったのだから、3館共通でやっていくということが1つと、それをサポートする人たちを養成していくということで、誰がどう変わっても次々にサポートしていく活動をするという、その2つは必要だと思うので申し上げたのですけれども。鳥の博物館のほうにもお願いして置いてもらってください。

○丸山公民館長 今、鈴木課長がお答えをしたのですけれども、公民館として現在はまだそういうスペースがないのですが、生涯学習の部の拠点となるべきということになります。限られたスペースではございますが、できれば今ここで出ている文化・スポーツ課の部分と鳥の博物館と、そして公民館の自主事業ということで、我孫子市生涯学習の発信はここでやっているという1つのコーナーとか、また展示の仕方を少し工夫していきたいということを担当と今話して、いつまでというのはちょっとお約束できませんが、そういう気持

ちではおります。連携を強めるという意味では、ぜひやっていきたいというふうに思います。

○小林生涯学習部長 昨日も市議会のほうで、我孫子の郷土資料館というものができないのかというお話があったのですけれども、拠点となるような規模の大きい郷土資料館は現状では難しいという中で、我孫子はそれぞれの地域にサテライト的にいろいろな施設がある。そこの地域の風土とか特徴とかに合わせた資料なり後援をしていくとか、そういうような展開をしていく必要があるだろうということでお話をしましたので、今豊島委員からもありました情報をどういうふうを集めて、今度は、いろいろなところで、いろいろなことが行われていますよということをお知らせするようなことについては、ちょっと研究をこれからして、今、図書館、公民館からもありましたけれども、どこに行けばどういう情報があるとか、それぞれの施設に行けばほかの施設の情報もそろっているのだというような体制はこれから検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○倉部教育長 ほかに事務進行予定について、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○倉部教育長 それでは、事務進行予定に対してないものと認めます。質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について何か質疑があれば、これを許します。

○北嶋委員 つい先日ですけれども、めるへん文庫の原画展を市民プラザで急遽やってくださいまして、見てきました。とても暖かな絵で、すばらしいなと思いました。そのときたまたま朝日新聞にも、16日にでしたか、古登先生からたくさんのお寄せをいただいて、めるへん文庫がしばらく安心して続けていけそうだと伺いました。とてもよかったですと思います。ただ、めるへん文庫の原画展が急だったので、私が行ったときも1人ぐらいだったので残念でしたけれ

ども、お聞きしたら、たまたまあの日程が空いていたので急遽やったのですよと職員の方がおっしゃっていました。そういうふうな形でちょこちょこと露出度をふやすのも1つだと思いますので、今豊島委員からもありましたけれども、そんなふうにやってくださるといいかなと。めるへん文庫が何だろうとわからない方も、ごらんになってくだされば、表紙の絵も1枚になるとすばらしいですよ。そういうのも見せていただいたので、感想ですけれども、よかったですと思います。ありがとうございます。

○倉部教育長 それについて、鈴木課長。

○鈴木文化・スポーツ課長 ありがとうございます。きょうの3時までなのですが、17日に開催しまして、昨日までで164人の方がお見えになっています。今もお話にありましたとおり、ギャラリーのほうが12月から1月中旬は予約がなくて急遽決まった催し物で、にもかかわらず朝日新聞やJCOMで取り上げてくださったので、情報発信につながり効果的なPRができたと思っております。

○倉部教育長 それに関連してではないのですが、たまたまあいているものについては、市が収蔵するものとか、いろいろ工夫するものがあると思うのです。毎回毎回というのは大変ですが、ある程度そういうものについて、次はこういうものを出そうとかというような企画もあっていいかなと思いますので、そこは一番文化の得意とするところでしょうから、今後そういうふうな企画を待っていると思います。教育委員の皆さんも、ぜひお願いしたいと思います。

○豊島委員 先ほども申し上げたのですが、第4回市議会の一般質問の「質問と答弁の概要」をいただきました。それを拝見していて、その中の11ページのところで、野村議員なのですけれども、我孫子市小中一貫教育についての質問がありました。質問事項が4つあって、その中に幾つもあるのですけ

れども、11ページの3番目のところに「教師の適正配置が現在の人数で適正にできているかお聞かせてください」というところがあったりしました。一般教育を実行する上で、教師の適正配置が現在の人数で適正にできているかということなのですけれども、それはできていないと答えられないでしょうからあれですけれども、答えの(3)のところで「限られた人材や予算の中で学校現場ではいろいろ工夫している。布佐中学校地区では生徒指導の教職員の打ち合わせをテレビ会議で行ったり」云々と言って、「各中学校に小中一貫スクールサポーター、スクールサポート教員を配置して、いろいろきめ細かなサポートや授業支援を行っている」というふうに答えているのですね。教員の適正配置とか現在の人数で適正にできるかということに対して、工夫はしているというお答えなのですけれども、私はちょっと市議会でのやりとりというのはどういうものかよくわからないのですけれども、回って行って先生方の声を聞けば、教員の数は足りていると思わないし、かといって、ふやしてくれといたってそうふえないだろうけれども、学校の中できめ細かくやるのだけれども、それなりにまたもう少し、サポートしてくれる教員とかをふやしてもらいたいなどいうことは言えないものなのかなと思うのですけれどもね。そんなことは言っても仕方がないのですか。

○倉部教育長 私がこれにお答えをして、その後、再質問を受けました。野村議員がおっしゃっているのは、小中一貫教育をやることによって統合校あるいは教員を縮小する、そういうようなことについての心配が実はこの質問の中のバックグラウンドにあったようですが、我孫子市としては、小中一貫教育を進めていることによって、学校の統廃合というものはもともと考えていない。それから教員を当然縮減するというものは天から考えていない。ただし学校現場のいわゆる状況を見れば、現状の中で今のものが十分であるとは言えないという答えをしていたと思います。ただ、教員の定数については、市で決められる

ものではなく、県あるいは国予算というところですので、まずそこから本当ならば国政分野の中で議論されるものだという思いで答えたつもりでいます。ですから、この質問そのものは、正直に言って、共産党の議員の質問ですので、それを前提として質問されているのかなという気はしますけれども、市の中で答えられる部分と答えられない部分がある。市の予算を追加投入してまでいろいろな人材確保を現状もしていますので、それ以上のことをやるのが難しいということをお話をさせていただいたと思います。ですから、それを越えてどこまでできるか、それは市の範囲なのかどうなのかというところがとても難しいかと思えますし、文科省と財務省のさや当てから始まっていますので、その中でどれだけ教員の数を確保できるか、その確保した教員をどこに回すことができるかというところが、教育委員会としても今後県の教育委員会にそういうものについては言っていかなければいけないものだと思いますので、なかなか答えが出しづらい大きなテーマかなとは思っています。

○豊島委員 ありがとうございます。全国的に見れば、本当に統廃合ですよ。いい言葉で言えば小中一貫ですよ。でも地域のほうに行ったら、これは統廃合だとはっきりしている。だけれども我孫子は幸いにして、本当な意味での小中一貫ができるので頑張らなければと思っているのですけれども。それはそれとして、私はお願いがあるのは、スクールサポーターとか退職された教員の方がまた戻ってきたり、5年間あるいは1年ごとに何時間かずつやっているということはあるのですけれども、我孫子市のそういう先生方の数とか勤務の状態というのが全体としてはわかるものなのですか。わかればちょっと教えてもらいたいなと思います。どこの学校にどのくらい、そういう退職者の先生方がさらに再雇用されて頑張っていらっしゃるのかということを知りたいなと思っているのですけれども。

○倉部教育長 その答えについては、また別の数字上の集計をとっていただい

て、教育委員さんに報告をしてもらいたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○豊島委員 できるだけ、そういう先生に力をかしてもらいたいと思います。

○倉部教育長 多分豊島委員のイメージするものと再雇用の教員の形とは、ちょっと違うと思っています。いわゆる県の教職員の中での定数管理の中に入っていますので、その中で正規職員として雇用するのか、再任用という形でフルタイムをできるだけ確保するというような手法の中でやっていますので、その先生方の力をかりて新たなものということとは、ちょっとイコールではないと思いますが、数字については把握できると思いますので、後ほどそれについては報告をお願いします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

本来でしたらば、本日の日程は終了ですが、本定例会をもって任期満了を迎えられます北嶋委員に一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○北嶋委員 長い間お世話になりました。ありがとうございます。御挨拶というかお願いが幾つかありますので、この場をかりてお話しさせてください。

まず、教員研修についてですけれども、いっぱい研修なさっているのは目にしてきました。私が思うのは、今まだ我孫子は若い先生がとてもふえていらっしゃる。若い方は、やはり御自分の経験でしか物事はなかなか判断できない。学校を終えられて教員の世界に入られて、そこで御経験を積むわけですが、県とかの指定の研修は変えることができませんけれども、もし可能であれば我孫子市主催の研修の中に、いわゆる教育以外の社会がわかるような研

修をもし組み込めたら、若い方の経験値はわかりませんが、知ることだけでも違うかなというように思います。本当に忙しい時間で、学校と家を往復して御自分を向上させる機会もなくて、子供たちと保護者の間で必死に学んで成長する先生たちを見ていくと、それだけではなかなか、いわゆる一人前の教員になりづらいのではないかと思いますので、できれば市の研修の中で社会とつながる研修を、全く違う世界を知ることが、また保護者の理解とか地域の理解になるとと思いますので、そういうことができたらいいなと思っておりました。

それから、私も10月から11月に学校訪問を御一緒させていただきました。その中で不安に思うのは、今の年代構成から考えますと、我孫子の5～6年先の管理職の方々はどういう構成になるのかなと、ふと心配なことがありました。今の人数でどうにか間に合っていますけれども、管理職の方々の年齢を考えたとき、ここ何回はいいでしょうけれども、5年、6年先に19校をきちんと管理していただけるリーダーとなっただけの先生方を急いで育てていかないと、我孫子で小中一貫を進めるからには、我孫子の教育理念を理解し、それを好む先生方がリーダーシップをとっていただかないと、我孫子市教育委員会が望むところの小中一貫というのは難しいのではないかと考えています。

僭越ながら私が申し上げることではありませんけれども、今後、教育委員会を運営なさるときに、そういうことも考えながら、管理職の先生方を育てただけると安心なのかなと思います。

もう1つ、生涯学習に大きなお世話なことをさんざん申し上げて失礼いたしました。ただ、子供の学校教育も幼児教育も全部入って、そして私たちシニアからもうちょっと上の年代まで含めた学習が生涯学習であり、先ほど豊島委員もいっぱいおっしゃいましたが、たくさんの学びが我孫子にはありますけれども、ことし大綱でつくりました人材を育成するという目的がありましたよね。

そのためには、皆さんからいろいろなアイデアも出ていますけれども、我孫子を好きな市民をいっぱい作る。子供もそうだと思います。鳥の博物館、それから白樺文学館などの文化的な施設、それぞれに子供たちが通って、大人がガイドをするのもいいですけども、我がまちの白樺文学館は、私は文学好きだから、そこの子供館長になるよとか、それから我孫子の文化財はこんなすごいのがあるのだよと。子供たちみんながスポーツが好きではなくて、歴史が好きな子供たち、文学が好きな子供たちはいっぱいいると思いますので、杉村楚人冠記念館の博士になる、鳥の博物館の博士になる、そういう子供たちを育てることも我孫子を愛する子供を育てることになるのではないかなと思っています。我孫子の原風景をしっかり心に刻んで、我孫子の文化を理解する子供たちが1人でも多く育ってくれたらいいなと思います。

そういうことから我孫子の子供たちの基礎学力も上がっていくでしょうし、物を考えたり、書いたり、話したりすることは、心だけではなくて基礎学力というのも必要なので、いろいろなことを経験することによって、一人一人の子供たちが、その子の人生として成長してくれることがいいと思います。

私が初めて教育委員になったときに、6歳、7歳でランドセルを背負って我孫子の小学校の門をくぐった子供たちが、9年間を過ごして、しっかり我孫子の中学校の校門を卒業生として出てくれるといいなということを、この席で申し上げました。私はまだ8年生で9年生になっていないのですけれども卒業させていただきますが、子供たちが本当に一人一人の15歳で、いろいろなことがあっても、15歳で次は16歳になるのだよと前向いて生きていけるような子供たち、それから我孫子が大好きな市民の方がいっぱいふえることを心から望みます。本当に僭越で、こんなことをプロフェッショナルの皆さんに申し上げるべきことではないのですけれども、8年間ここで勝手なことを言わせていただいたまとめとして皆様にお伝えしたいと思います。本当に長いことありが

とうございました。（拍手）

○倉部教育長 ありがとうございます。退任に当たっても心配の種は尽きないという、その心配は期待のいわゆる裏返しかなというふうに感じます。その期待に全員で応えたいと思いますので、万が一まだまだ心配なことがあればいつでもお越してください。

○北嶋委員 一市民となって、すべきことは見せていただきます。

○倉部教育長 北嶋委員の２期８年間に及ぶ活躍に心から感謝申し上げます。これからも健康に留意され、多方面での活躍を心から期待します。本当にありがとうございました。

○倉部教育長 以上で平成２８年第１２回定例教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後３時４４分閉会